

新屋地区 町内会長 各位

令和3年5月29日
 特定非営利活動法人 松林・あらや
 理事長 富田 漣
 (公印省略)

令和3年度 (県民参加の森づくり事業)

松枯れ被害木整備への参加のお願い

万緑の候、貴町内会におかれましてはますますご隆昌のこととお慶び申し上げます。日頃より、当会への格別なるご理解とご協力を賜わり、心より厚く御礼申し上げます。

当NPO法人では、新屋地区の町内会や団体の皆様のご協力をいただき、平成21年11月から植樹活動をスタートしました。植樹事業は秋田県の協力を得ながら平成26年にはほぼ全域の植樹が完了し、現在は一部の草刈り整備を行っております。

しかしながら、最近、平成21年に植樹して大きく成長した木々などに、松くい虫による被害(現調では16本確認)が出てきております。よって、秋田県の「県民参加の森づくり事業」による補助を受け、松くい虫による被害拡大を防止するために、被害木の伐倒やくん蒸処理作業などの整備を実施することにいたしました。

新屋海岸の緑豊かに育った砂防林を維持し、強風や塩害、飛砂などから地域を守っていくため、新屋地区の皆さんのお力をお貸しください。

※秋田市は現在、コロナ禍の状況にあります。感染対策をしながら三密にならないように注意して、事業の運営に努めてまいります。～受付では体温測定や消毒液での手洗い、マスクの着用をお願いいたします。

記

◎松枯れ被害木整備事業

■開催日時:令和3年6月27日(日)午前7時～(約1時間半位)

■受付時間:午前6時40分～ ■開会式:午前7時～(10分位)

■作業内容、持参用具など:長靴、軍手、鋸、剪定鋏、剣型スコップなどを持参ください

松枯れした被害木のくん蒸作業など

※くん蒸作業があるため、ゴーグルや防塵マスク、手袋などは当会で準備します。

■要望参加人数:各町内会 3名位——ご協力をお願いします。

■雨天決行——雨の日は雨具の用意をお願いします。

■集合場所:国道7号線脇の駐車場——中止の判断は会場です。

●作業方法と安全面の注意資料は当日受付で配布し、説明します。

<活動の手順>

①被害木の伐倒と玉切り、集積

危険が伴うため、事前に森林組合に委託します。

②くん蒸作業——主にこの作業です

玉切りの集積にシートをかけ、くん蒸液の散布などする。

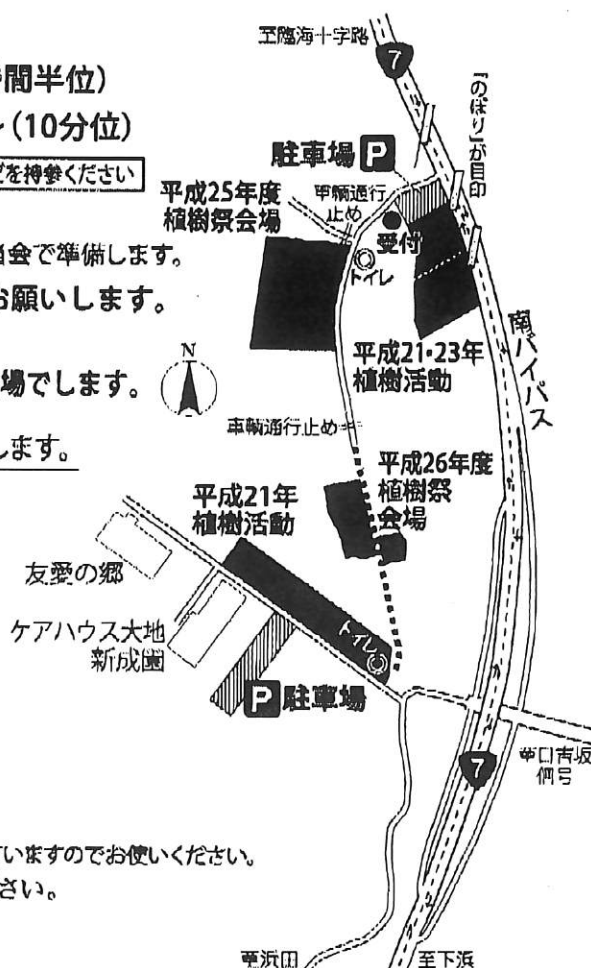
【活動での注意】

注)作業中に事故のないよう安全には十分ご注意ください。

注)虫さされには十分注意してください。●防虫スプレーを用意していますのでお使いください。

注)野外での用足しは禁止しますので、簡易トイレをご利用ください。

注)活動エリア内でのタバコの喫煙は禁止です。



駐車スペースが限られているため、できるだけ車の相乗りで参加ください。ご協力をお願いいたします。